

第 90 号議案 長崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正する条例	2
2 条例改正の理由	2
3 地方自治法施行規則改正の背景	2
4 改正の内容	3
5 施行期日	3
6 新旧対照表	4 ~ 5
【参考】認可地縁団体について	6

市 民 生 活 部
令 和 8 年 9 月

1 改正する条例

長崎市認可地縁団体印鑑条例（平成 11 年 12 月 27 日条例第 33 号）

市長の認可を受けた地縁による団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めるもの。

2 条例改正の理由

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）の一部が改正され、本市の認可地縁団体印鑑条例で引用する条文について条ずれが生じていることから、関係条文の整理をする必要があるのと、その他所要の整備を行うため。

3 地方自治法施行規則改正の背景

令和 7 年の地方分権提案において、個人情報保護のため、「認可地縁団体の認可等に係る告示において、代表者等の住所を告示することを廃止する。」旨の提案があったことを受け、地方自治法の規定による市町村が行う認可地縁団体の認可に係る告示について、代表者等の住所を告示することを廃止し、認可地縁団体台帳の写しについても、代表者等の住所を非表示とすることを原則とする改正がなされることとなった。

4 改正の内容

長崎市認可地縁団体印鑑条例では、地方自治法施行規則において用いられている用語を、当該用語を規定する地方自治法施行規則の条文を明記して引用しており、今般の地方自治法施行規則の改正により当該用語を規定する条項の変更を受けて、関係条文の整理を行い、その他所要の整備を行うもの。

5 施行期日

令和8年10月1日

ただし、第12条の改正規定（「第11条第1項」を「前条第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

6 新旧対照表

改正(案)	現行
○長崎市認可地縁団体印鑑条例 (登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者が選任されているときは、当該各号に定める者とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。) 第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者 (2)～(4)〔略〕	○長崎市認可地縁団体印鑑条例 (登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者が選任されているときは、当該各号に定める者とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。) 第19条第1項第1号へに規定する職務代行者 (2)～(4)〔略〕
(登録申請の確認等) 第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請をした者が本人であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令 第18条の3第1項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査しなければならない。	(登録申請の確認等) 第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請をした者が本人であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき省令 第21条第2項の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録証明書の記載事項及び印影と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査しなければならない。

(代理人による申請) 第12条 認可地縁団体の代表者等は、省令<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人(以下「選任代理人」という。)により、第4条第1項、第7条及び<u>前条第1項</u>の申請等について、委任の旨を証する書面を添えて選任代理人により当該申請等を行うことができる。この場合において、第4条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあり、及び第5条中「当該申請をした者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の選任代理人」と、第4条第2項中「認可地縁団体の代表者又は第2条各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)」とあり、並びに第7条第2項及び<u>前条第1項</u>中「代表者等」とあるのは「代表者等の選任代理人」と、第7条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)」とあり、並びに同条第2項及び<u>前条第1項</u>中「印鑑登録者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の選任代理人」と読み替えるものとする。	(代理人による申請) 第12条 認可地縁団体の代表者等は、省令<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人(以下「選任代理人」という。)により、第4条第1項、第7条及び<u>第11条第1項</u>の申請等について、委任の旨を証する書面を添えて選任代理人により当該申請等を行うことができる。この場合において、第4条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあり、及び第5条中「当該申請をした者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の選任代理人」と、第4条第2項中「認可地縁団体の代表者又は第2条各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)」とあり、並びに第7条第2項及び<u>第11条第1項</u>中「代表者等」とあるのは「代表者等の選任代理人」と、第7条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)」とあり、並びに同条第2項及び<u>第11条第1項</u>中「印鑑登録者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の選任代理人」と読み替えるものとする。
附則 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定(「第11条第1項」を「前条第1項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。	

【参考】認可地縁団体について

1 概要

地域社会において重要な役割を担っている自治会等は、「権利能力なき社団」に位置付けられ、法律上の人格を有しないが故に、その保有不動産について、自治会等の名義で不動産登記をすることができなかった。

そのため、保有している集会所などの土地や建物などの不動産登記をする場合には、団体名義で登録ができず、自治会長など個人名義での登記のため、名義人が死亡した場合に相続人との間で所有権争いが生じるなどのトラブルが発生していた。

このようなことから、平成3年の地方自治法改正により、地縁による団体がその定めた区域における住民の過半数の会員で構成されるなど一定の要件を満たす場合に、市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができるよう認可地縁団体制度が導入され、全国30万団体と言われる自治会・町内会のうち約19%にあたる56,078団体（令和5年時点）が市町村の認可を受けている。

2 長崎市の認可地縁団体数

190団体（令和8年8月31日時点）